

証券コード1931
平成30年6月11日

株 主 各 位

大阪市港区磯路2丁目21番1号
日本電通株式会社
代表取締役会長 上 敏 郎

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成30年6月27日(水曜日)午後5時30分までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月28日(木曜日)午前10時
2. 場 所 大阪市港区磯路2丁目21番1号 本社7階会議室
3. 目的事項
報告事項 1.第71期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2.第71期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 監査等委員でない取締役7名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第4号議案 当社と株式会社協和エクシオとの株式交換契約承認の件

4. その他株主総会招集に関する事項

法令及び当社定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項については、株主総会参考書類並びに連結計算書類及び計算書類の記載に代えてインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.ndknet.co.jp/>) のIR情報に掲載しております。

(1) 株主総会参考書類に関する事項

- ・完全親会社となる株式会社協和エクシオの定款
- ・株式会社協和エクシオの最終事業年度に係る計算書類等

(2) 連結計算書類に関する事項

- ・連結株主資本等変動計算書 並びに 連結注記表

(3) 計算書類に関する事項

- ・株主資本等変動計算書 並びに 個別注記表

※会計監査人及び監査等委員会が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知添付書類の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び「株主資本等変動計算書」「個別注記表」となります。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.ndknet.co.jp/>) に掲載させていただきます。
 - ◎ 当日は、環境省が推奨する地球温暖化対策を実施しておりますので、軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(自 平成29年4月1日)
(至 平成30年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、好調な海外経済を背景に輸出が拡大し、製造業を中心に設備投資の持ち直しもみられ、企業収益の向上と雇用環境の改善による個人消費が拡大したことから、景気は緩やかな回復基調が続いております。

一方、当社グループの主力事業である情報通信分野におきましては、ネットワークシステムの高速化・大容量化が急速に進み、クラウド、ビッグデータ、IoT、AI（人工知能）、ロボティクス等の技術の進展により新しいビジネス活用が拡大するとともに、わが国の「働き方改革」に伴うICT利活用の一層の推進と多様化、また社会全体のICT化の進展に対応したセキュリティ・耐災害性が求められるなど、当社グループを取り巻く経営環境は大きく変化しております。

このような状況のもと、当社グループは、『成長企業への変革：目の前のハードルを一つひとつ乗り越えて前進しよう』を新たな経営方針とし、「受注拡大」「グループ協業の進化」「人材育成」「ITの活用」の4項目を重点施策として、企業基盤の拡大と収益力の強化に取り組んで参りました。昨年7月には工場内での電気設備工事を得意とする株式会社大一電業社をグループ子会社化し、当社の通信設備エンジニアリング事業における電気設備工事分野の強化・拡大を図りました。また、本年3月からは今後のITソリューション分野でますます利用範囲が拡大すると予測されているAIソリューションサービス事業を成長のための新規事業としてスタートさせました。

その結果、当連結会計年度における当社グループの経営成績は、受注高は390億50百万円（前年同期比5.0%増）、売上高は378億90百万円（前年同期比1.4%増）、営業利益は10億16百万円（前年同期比7.7%増）、経常利益は11億38百万円（前年同期比10.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は7億23百万円（前年同期比11.2%増）となりました。

セグメント別受注高及び売上高は次のとおりであります。

区 分	受 注 高		売 上 高	
	金 額	構成比	金 額	構成比
	百万円	%	百万円	%
通信設備エンジニアリング事業 (前期比増減)	15,378 (5.0%)	39.4	15,457 (8.3%)	40.8
ICTソリューション事業 (前期比増減)	23,672 (5.0%)	60.6	22,433 (△2.9%)	59.2
合 計 (前期比増減)	39,050 (5.0%)	100.0	37,890 (1.4%)	100.0

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資総額はリースを含めて97百万円となりました。その主な内容は、システム増設費用であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中には、増資あるいは社債発行による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社グループの事業領域である情報通信分野におきましては、ネットワークシステムの高速度・大容量化が急速に進み、クラウド、ビッグデータ、IoT、AI（人工知能）、ロボティクス等の技術の進展により新しいビジネス活用が拡大するとともに、わが国の「働き方改革」に伴うICT利活用の一層の推進と多様化、また社会全体のICT化の進展に対応したセキュリティ・耐災害性が求められています。

また、通信建設分野における事業環境は、移動通信関連工事はトラフィック増加に対応するサービス品質向上に向けたネットワーク構築・整備等が当面は引き続き堅調に推移するものの、中長期的には地盤である関西地区での事業基盤の安定化と収益の確保のための競争力強化が求められています。

このような状況のもと、当社グループは昨年度に引き続き、『成長企業への変革：目の前のハードルを一つひとつ乗り越えて前進しよう』を平成30年度の経営方針とし、「受注拡大」「グループ協業の推進」「人材育成」「ITの活用」の4項目を重点施策として、企業基盤の拡大と収益力の強化に取り組んで参ります。

① 受注拡大

既存顧客、既存事業の深堀を緻密に行い、新規顧客及び新規事業の創造に注力する。

② グループ協業の推進

グループ会社、パートナー会社との協業を積極推進しつつ、グループ各社が競い合い、補い合いながら、シナジー効果を発揮する。

③ 人材育成

自ら考え行動する自律型社員の育成を図ることを主眼とし、また、各階層で次世代を担う人材を育成していく。

④ ITの活用

社内システムのさらなる改善・活用をすすめ、営業支援による収益機会の拡大及び業務の効率化によるコスト削減を図る。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第68期	第69期	第70期	第71期
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (当連結会計年度)
受 注 高 (百万円)	25,908	35,304	37,187	39,050
売 上 高 (百万円)	25,453	34,979	37,383	37,890
経 常 利 益 (百万円)	797	905	1,032	1,138
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	519	530	650	723
1株当たり当期純利益 (円)	44.78	46.77	293.10	330.66
総 資 産 (百万円)	17,715	20,224	21,228	22,002
純 資 産 (百万円)	9,987	10,161	10,699	11,338
1株当たり純資産 (円)	854.47	891.37	4,763.84	5,137.33

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は期中平均株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。
2. 第69期より株式取得によりNDIソリューションズ株式会社とその子会社である株式会社グロスターを連結子会社としたため、売上高等の金額が増加しております。
3. 平成28年10月1日付で、普通株式5株につき1株の割合で併合しております。第70期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第68期	第69期	第70期	第71期
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (当事業年度)
受 注 高 (百万円)	19,925	18,580	19,028	20,884
売 上 高 (百万円)	19,832	19,215	18,856	20,305
経 常 利 益 (百万円)	590	563	598	660
当 期 純 利 益 (百万円)	361	396	453	499
1株当たり当期純利益 (円)	31.17	34.94	204.01	228.01
総 資 産 (百万円)	14,728	14,482	15,027	15,678
純 資 産 (百万円)	8,651	8,741	9,032	9,428
1株当たり純資産 (円)	753.13	781.77	4,104.52	4,350.41

(注) 1. 「1株当たり当期純利益」は期中平均株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

2. 平成28年10月1日付で、普通株式5株につき1株の割合で併合しております。第70期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(6) 主要な事業内容

① 通信設備エンジニアリング事業

電気通信設備工事、土木工事、ネットワーク設備の構築、モバイルエンジニアリング事業、ケーブル・ネットワークサービス事業、映像音響設備工事、環境音楽事業等

② ICTソリューション事業

ネットワークシステム・ソリューション事業、システムソリューション・エンジニアリング事業、ネットワーク機器開発、情報通信機器販売事業、業務受託等

(7) 主要な事業所

- ① 当 社
 本 店 大阪市港区
 支 社 東京支社（東京都中央区）
 支 店 京都支店（京都市山科区） 奈良支店（奈良市）
 神戸支店（神戸市西区） 名古屋支店（名古屋市中区）
 ドコモショップ 大阪市港区
- ② 子会社
 エス・アイ・シー株式会社 大阪市中央区
 NNC株式会社 新潟市西区
 NDIソリューションズ株式会社 東京都品川区
 株式会社グロスディー 東京都品川区
 株式会社コンピューター・メンテナンス・サービス 東京都中央区
 三洋コンピュータ株式会社 岡山市北区
 四国システム開発株式会社 徳島市
 株式会社大一電業社 大阪市東淀川区
 ニックコンピュータサービス株式会社 東京都中央区
 株式会社毎日映像音響システム 大阪市中央区

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
通信設備エンジニアリング事業	296名	△11名
ICTソリューション事業	566	△4
全社（共通）	47	2
合 計	909	△13

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
 2. 全社（共通）は、人事、総務等の管理部門の従業員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
465名	10名増	46.0歳	17.6年

- (注) 従業員数は就業人員であります。

(9)重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
エス・アイ・シー株式会社	100百万円	100.0%	システムソリューションの提案・構築
N N C 株式会社	50百万円	98.0%	システムソリューションの提案・構築
N D Iソリューションズ株式会社	400百万円	100.0%	システムソリューションの提案・構築
株式会社グロスター	80百万円	95.0%	情報機器卸販売
株式会社コンピューター・メンテナンス・サービス	30百万円	100.0%	コンピュータ関連機器のメンテナンス
三洋コンピュータ株式会社	10百万円	100.0%	システムソリューションの提案・構築
四国システム開発株式会社	80百万円	69.1%	システムソリューションの提案・構築
株式会社大一電業社	12百万円	100.0%	電気設備工事業
ニックコンピュータサービス株式会社	10百万円	100.0%	コンピュータメンテナンス業
株式会社毎日映像音響システム	60百万円	98.7%	映像音響設備工事等

(注) 平成29年7月1日付で株式会社大一電業社の株式を取得し、子会社といたしました。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(10)主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	500 百万円
株式会社みずほ銀行	300
株式会社中国銀行	280
株式会社三菱東京UFJ銀行	100
株式会社第四銀行	100
三井住友信託銀行株式会社	80
日本生命保険相互会社	50
株式会社池田泉州銀行	36

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は平成30年4月1日付で株式会社三菱UFJ銀行に商号変更されております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 6,600,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,167,309株 (自己株式518,291株を除く)
- (3) 株 主 数 1,261名
- (4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 り そ な 銀 行	108千株	5.01%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	103	4.76
二 子 デ ン 共 栄 会	101	4.69
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	100	4.62
JBCC ホールディングス株式会社	90	4.15
株 式 会 社 ヒ ュ ー マ ン ネ ッ ト	82	3.81
日 本 電 通 社 員 持 株 会	82	3.79
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	65	3.01
昭 和 リ ー ス 株 式 会 社	63	2.93
損 害 保 険 ジャパン日本興亜株式会社	62	2.89

(注) 持株比率は、自己株式(518,291株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（平成30年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長兼社長 取 締 役	上 敏 郎 杉 本 勝 次	副社長執行役員、 営業統括、コンプライアンス担当
取 締 役	長 澤 泰 彦	専務執行役員、技術統括、安全衛生推進本部長
取 締 役	森 西 輝 幸	専務執行役員、企画管理統括、IR担当
取 締 役	北 島 秀 樹	常務執行役員、NTT事業統括
取 締 役	岩 井 淳 文	常務執行役員、 ITソリューションズ事業部長、グループ戦略担当、 NDIソリューションズ株式会社代表取締役社長
取 締 役	上 浩 一 郎	常務執行役員、戦略企画グループ担当
取締役（常勤監査等委員）	菊 池 恭 彦	
取締役（監査等委員）	玉 野 博 昭	株式会社サンクネット代表取締役
取締役（監査等委員）	蔵 口 康 裕	蔵口公認会計士事務所代表、株式会社ワキタ社外取締役（監査等委員）
取締役（監査等委員）	中 務 正 裕	弁護士法人中央総合法律事務所代表社員、浅香工業株式会社社外取締役（監査等委員）、荒川化学工業株式会社社外取締役（監査等委員）、株式会社中山製鋼所社外取締役

- (注) 1. 取締役玉野 博昭氏、蔵口 康裕氏、中務 正裕氏の3名は社外取締役であります。
2. 監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに監査部門と監査等委員会との連携を可能にするため、菊池 恭彦氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役玉野 博昭氏、蔵口 康裕氏、中務 正裕氏の3名は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
4. 監査等委員蔵口 康裕氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（常勤監査等委員）菊池 恭彦氏、取締役（監査等委員）玉野 博昭氏、蔵口 康裕氏、中務 正裕氏との間では、会社法第427条第1項の規定及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 取締役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	金 額
取締役(監査等委員を除く)	7名	171,900千円
取締役(監査等委員)	4名	26,400千円
合 計	11名	198,300千円

(注) 上記報酬等の額のうち社外取締役3名の報酬等の額は、16,800千円であります。

4. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役 (監査等 委員)	玉 野 博 昭	株式会社サンクネット	代表取締役	当社と株式会社サンクネットとの間に重要な取引その他の関係はありません。
取締役 (監査等 委員)	蔵 口 康 裕	蔵口公認会計士事務所	代表	当社と蔵口公認会計士事務所並びに株式会社ワキタとの間に重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社ワキタ	社外取締役 (監査等委員)	
取締役 (監査等 委員)	中 務 正 裕	弁護士法人中央総合法律事務所	代表社員	当社と弁護士法人中央総合法律事務所、浅香工業株式会社、荒川化学工業株式会社並びに株式会社中山製鋼所との間に重要な取引その他の関係はありません。
		浅香工業株式会社	社外取締役 (監査等委員)	
		荒川化学工業株式会社	社外取締役 (監査等委員)	
		株式会社中山製鋼所	社外取締役	

(2) 当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
取締役（監査等委員）	玉野博昭	当事業年度開催の取締役会への出席率は100%、監査等委員会への出席率は100%であり、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役（監査等委員）	蔵口康裕	当事業年度開催の取締役会への出席率は100%、監査等委員会への出席率は100%であり、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
取締役（監査等委員）	中務正裕	当事業年度開催の取締役会への出席率は100%、監査等委員会への出席率は100%であり、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項**(1) 名称**

監査法人浩陽会計社

(2) 報酬等の額

- ① 当事業年度に係る報酬等の額 26,000千円
 ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 26,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、取締役、社内関係部門及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、独立性及び職務の遂行状況等、総合的に評価し、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である監査法人浩陽会計社は、会社法第427条第1項の規定及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約の概要は次のとおりであります。

- ① 監査受嘱者は、本契約の履行に伴い生じた監査受嘱者の損害について、監査受嘱者に悪意または重大な過失があった場合を除き、26,000千円または監査受嘱者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として監査受嘱者から受け、または受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額のいずれか高い額をもって、監査受嘱者に対する損害賠償責任の限度とする。
- ② 監査受嘱者の行為が①の要件を充足するか否かについては、監査受嘱者がこれを判断し、速やかに監査受嘱者に結果を通知するものとする。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、第69回定時株主総会において、取締役会の監督機能とコーポレートガバナンス体制の強化のため監査等委員会設置会社へ移行しました。取締役会は監査等委員でない取締役7名と監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）の11名で構成され、経営方針及び経営戦略などの重要事項について決定し、業務執行状況を監督してその機能強化に努めております。
- ② 法令等の遵守が経営の最重要課題であるとの認識に基づき、取締役及び使用人が遵守すべき指針として「コンプライアンスマニュアル」を策定し、コンプライアンス体制の強化に努めております。
- ③ コンプライアンスに関する最高機関として「コンプライアンス委員会」を設置しております。委員会ではコンプライアンス全般に関する事項について審議・決定を行い、定期的に取り締役に報告・付議し、グループ全体でコンプライアンスの推進を図っております。また、コンプライアンスに関しての外部相談窓口として法律専門職による相談・通報窓口を設けて、コンプライアンスの実効性も図っております。

- ④ 「コンプライアンスマニュアル」でも「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力・団体とは断固として対決し、一切の関係を遮断します。」と定め、そのような勢力・団体に対して毅然とした態度で対応することとしております。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、取締役会及び取締役の業務執行に係る情報が記載された文書は、適切な管理及び定められた期間の保存を行っております。また、取締役はいつでもこれを閲覧できるようになっております。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、取締役会が「経営危機管理規程」に則り、グループの安全・品質・情報管理・災害等のリスク全般を統括し、対応する管理体制を整備しております。また、万一不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置することとし、迅速かつ適切な対応と早期の問題解決に努め、被害を最小限に留める体制も整備しております。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、取締役の職務の執行が機動的に行われるよう執行役員制度を採用しており、業務遂行の決定を経営会議もしくは稟議手続きにより行っております。また、経営方針及び経営戦略に関する重要事項については、取締役会において議論を行い、その審議を経て執行を決定しております。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行は、「組織及び業務分掌規程」・「責任規程」で定める責任者及びその執行手続に従って、適切に執行決定をしております。
- ③ 事業運営については、各部門の執行役員が経営環境の変化を踏まえた事業計画を策定しております。その執行状況については取締役会に報告し、必要に応じて取締役会にて改善策・問題への対応策を検討しております。
- ④ グループ全体に係る情報の共有や業務執行において、ITを適切かつ有効に活用しております。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 当社は、「コンプライアンス委員会」においてコンプライアンスに関する組織・体制の決定・整備をしております。各部門に「コンプライアンス責任者」を任命し、コンプライアンスの啓蒙や各種の研修を通じて、使用人のコンプライアンス遵守の意識徹底に努めております。
- ② 法令違反や不祥事の防止及び早期発見のため、内部通報制度を採用しグループ全体のコンプライアンスの実効性を高める仕組みを整備しております。
- ③ 職務の執行部門から独立した「監査室」を設け、コンプライアンスの遵守に関する取り組み状況について内部監査を実施し、取締役会及び監査等委員会に報告しております。
- (6) 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、子会社の経営内容を的確に把握するため、「グループ子会社管理規程」に基づき子会社に対し経営成績・財務状況その他重要な情報について定期的に報告を求め、子会社のリスクを分析・評価し重要事項の管理を適切に行っております。

- ② 「グループコンプライアンスマニュアル」を制定しコンプライアンス体制整備に努め、子会社のコンプライアンスの実効性の確保を図ります。
 - ③ 当社の内部監査部門は、子会社の内部監査部門その他関連部門と連携して監査を行い、グループ全体の監査品質の維持・向上を図ります。
- (7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
- ① 当社は、監査等委員会の職務を補助し、その職務遂行を支援するため、必要に応じて適切な使用人を監査等委員会事務局スタッフとして配置します。
 - ② 監査等委員会事務局スタッフを配置する場合は、そのスタッフは監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行し、その人事異動・評価は、監査等委員会の同意を得ることとしております。
- (8) 監査等委員会への報告に関する体制
- ① 当社は、当社、子会社の取締役及び使用人が、監査等委員会から事業の報告を求められた場合には速やかに監査等委員会へ報告するものとし、また当社に著しい損害を及ぼした事実または及ぼす恐れのある事実を発見した場合にも直ちに監査等委員会へ報告するものとしております。
 - ② 上記報告を行ったものに対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを一切行いません。
 - ③ 常勤監査等委員は、取締役会の他コンプライアンス委員会や経営会議等、重要な会議に出席するとともに、必要に応じて業務執行に関する重要な文書を閲覧できるものとしております。
- (9) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員は、当社の会計監査人・内部監査部門及び子会社の監査役等と、情報・意見交換等を行うための会合を随時開催し、緊密な連携を図ります。
 - ② 監査等委員は、取締役の職務執行に対する監査及び監査体制の整備のため、代表取締役と定期的に意見交換する場を持ちます。
 - ③ 監査等委員が職務の執行のために必要な費用については、当社がこれを負担します。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、平成28年6月29日開催の第69回定時株主総会の決議により監査等委員会設置会社に移行しており、監査等委員会設置会社移行後の、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりです。(なお移行前においても監査役について同様の体制を整備・運用しております。)

- ① 監査等委員会による監査の実効性確保に関する体制
 - ・ 常勤の監査等委員は、代表取締役及び業務執行取締役と定期的に意見交換を行い、会計監査人とは随時会合を行っており監査の実効性を確保しています。

- ・ 取締役の指名及び報酬の決定に関する透明性確保のため、任意の委員会として代表取締役及び監査等委員で構成される指名委員会及び報酬委員会を設置し、重要な事項を審議・答申しております。
 - ・ 監査等委員会の監査業務を補助するため専属のスタッフを配置し、監査等委員会の指揮命令により重要な会議に出席して監査の観点から重要な事項を個別に報告し、重要な案件について監査等委員会と適切な情報共有を行っております。
- ② 取締役及び使用人の職務の執行における法令等の遵守、意思決定プロセスの適正性確保に関する体制
- ・ グループ全体のコンプライアンス実効性の確保のため、グループ会社のコンプライアンスマニュアルを制定し、グループ経営に関する重要事項をコンプライアンス委員会が情報共有する体制を推進しています。
 - ・ 監査室は、会計監査人と連携を図り、グループ全体の内部監査品質の維持・向上を図っております。

8. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

9. その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、平成30年5月9日開催の取締役会において、株式会社協和エクシオを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で両社の間で株式交換契約を締結しました。株式交換契約の概要は、次のとおりです。

株式交換完全親会社：株式会社協和エクシオ

株式交換完全子会社：当社

株式交換に係る割当ての内容：当社の普通株式1株に対して株式会社協和エクシオの普通株式1.86株

効力発生日：平成30年10月1日

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	16,153,752	流動負債	9,214,051
現金及び預金	3,655,488	支払手形及び買掛金	5,565,479
受取手形及び売掛金	9,743,154	短期借入金	1,460,000
有価証券	726,214	1年内返済予定の長期借入金	6,684
仕掛品	1,486,912	未払法人税等	186,585
その他たな卸資産	71,988	前受金	800,228
繰延税金資産	231,333	賞与引当金	389,388
その他	247,509	その他	805,684
貸倒引当金	△8,849	固定負債	1,449,686
固定資産	5,848,901	再評価に係る繰延税金負債	119,833
有形固定資産	2,776,277	退職給付に係る負債	1,004,295
建物及び構築物	609,320	その他	325,557
機械、運搬具及び工具器具備品	76,768	負債合計	10,663,737
土地	2,047,155	(純資産の部)	
その他	43,033	株主資本	10,409,117
無形固定資産	314,243	資本金	1,493,931
のれん	182,612	資本剰余金	1,441,927
その他	131,630	利益剰余金	8,414,004
投資その他の資産	2,758,380	自己株式	△940,744
投資有価証券	2,313,262	その他の包括利益累計額	725,069
繰延税金資産	32,383	その他有価証券評価差額金	696,567
退職給付に係る資産	37,808	土地再評価差額金	12,899
その他	424,760	退職給付に係る調整累計額	15,602
貸倒引当金	△49,835	非支配株主持分	204,728
資産合計	22,002,653	純資産合計	11,338,915
		負債・純資産合計	22,002,653

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成29年4月1日)
(至 平成30年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	37,890,426
売 上 原 価	33,041,021
売 上 総 利 益	4,849,405
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,832,744
営 業 利 益	1,016,660
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 配 当 金	59,657
投 資 有 価 証 券 売 却 益	30,916
そ の 他	52,497
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	12,610
そ の 他	8,879
経 常 利 益	1,138,241
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	1,138,241
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	326,224
法 人 税 等 調 整 額	63,511
当 期 純 利 益	748,506
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	24,699
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	723,806

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,121,268	流動負債	5,358,941
現金預金	919,267	買掛金	3,199,219
受取手形	52,326	短期借入金	1,350,000
売掛金	5,713,411	繰上債	12,038
有価証券	502,160	未払費用	36,251
仕掛品	648,362	未払法人税等	204,386
商材	31,536	未払消費税	98,789
材料貯蔵品	18,669	前払消費税	73,276
前払費用	18,506	前受り金	229,922
繰延税金資産	59,393	預賞与	30,916
その他の負債倒引当金	161,471	繰延税金負債	123,020
	△3,837	繰延税金負債	1,120
固定資産	7,557,209	固定負債	890,848
有形固定資産	2,673,862	繰延税金負債	66,345
建物及び構築物	570,852	再評価に係る繰延税金負債	119,833
工具器具・備品	19,267	繰上債	24,576
土地	2,047,127	退職給付引当金	499,794
リース資産	36,614	資産除去債	31,269
無形固定資産	67,015	その他の負債	149,028
借地権	7,200		
ソフトウェア	38,257	負債合計	6,249,789
その他	21,558	(純資産の部)	
投資その他の資産	4,816,331	株主資本	8,823,105
投資有価証券	1,602,331	資本剰余金	1,493,931
関係会社株式	3,015,740	資本剰余金	1,429,063
その他	205,435	資本準備金	1,428,916
負債倒引当金	△7,175	その他資本剰余金	147
資産合計	15,678,478	利益剰余金	6,840,855
		利益準備金	238,000
		その他利益剰余金	6,602,855
		別途積立金	5,600,000
		繰越利益剰余金	1,002,855
		自己株式	△940,744
		評価・換算差額等	605,583
		その他有価証券評価差額金	592,684
		土地再評価差額金	12,899
		純資産合計	9,428,688
		負債・純資産合計	15,678,478

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成29年4月1日)
(至 平成30年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	20,305,357
売 上 原 価	18,087,771
売 上 総 利 益	2,217,585
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,756,010
営 業 利 益	461,575
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 配 当 金	208,134
そ の 他	6,027
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	11,414
そ の 他	3,659
経 常 利 益	660,662
税 引 前 当 期 純 利 益	660,662
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	165,119
法 人 税 等 調 整 額	△3,570
当 期 純 利 益	499,113

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成30年5月7日

日本電通株式会社
取締役会 御中

監査法人 浩陽会計社
代表社員 公認会計士 井上達彦 ㊤
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 濱本有仁 ㊤
業務執行社員 公認会計士 池原伸幸 ㊤

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本電通株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本電通株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成30年5月7日

日本電通株式会社
取締役会 御中

監査法人 浩陽会計社
代表社員 公認会計士 井上達彦 ㊞
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 瀨本有仁 ㊞
業務執行社員 公認会計士 池原伸幸 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本電通株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第71期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人浩陽会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人浩陽会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 重要な後発事象

当社の連結子会社である株式会社グロスディーは、株式会社イグアスを吸収合併存続会社とした金銭を対価とする吸収合併方式の統合の契約に基づき、平成30年5月1日に事業分離を行いました。当該事項は監査等委員会の意見に影響を及ぼすものではありません。

平成30年5月8日

日本電通株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 菊池恭彦 ㊟

監査等委員 玉野博昭 ㊟

監査等委員 蔵口康裕 ㊟

監査等委員 中務正裕 ㊟

(注) 監査等委員玉野博昭、蔵口康裕及び中務正裕は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

1. 剰余金の配当（第71期期末配当）に関する事項

剰余金の配当につきましては、財務体質の強化と事業領域の拡大等に必要な内部留保に努めるとともに、安定した配当を継続して行うという基本方針に則り、普通配当100円に、会社創立70周年を記念し、記念配当20円を加え、1株につき120円とさせていただきたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財源の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 120 円 総額 260,077,080 円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月29日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

その他の剰余金の処分につきましては、経営の健全な発展を期し、今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 300,000,000 円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 300,000,000 円

第2号議案 監査等委員でない取締役7名選任の件

監査等委員でない取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員でない取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案について、監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

監査等委員でない取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
1	うえ とし ろう 上 敏 郎 (昭和14年5月25日生)	昭和35年4月 当社入社 昭和51年1月 当社業務管理部長 昭和51年6月 当社取締役 昭和55年6月 当社常務取締役 昭和58年6月 当社専務取締役 昭和62年6月 当社代表取締役副社長 平成2年6月 当社代表取締役社長 平成17年6月 当社代表取締役会長 平成22年6月 当社代表取締役会長兼社長（現在）	611 株
	<p><候補者とした理由> 平成22年より代表取締役会長兼社長として、当社取締役会における重要な意思決定及び業務執行の監督並びに経営の最高責任者として役割を十分に果たしてきました。これまでの経営手腕及び実績に鑑み、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
2	<p>すぎもと かつじ 杉本 勝次 (昭和29年11月15日生)</p>	<p>平成15年 3月 株式会社りそな銀行西野田支店長 平成19年 4月 当社入社 執行役員 情報通信グループ事業統括部長 平成22年 4月 当社常務執行役員 平成23年 6月 当社取締役常務執行役員 平成24年 3月 当社東京支社長 平成25年 4月 当社情報通信事業部長 平成25年 7月 当社取締役専務執行役員 平成26年 4月 当社ITシステムメンテナンス事業部 担当 当社営業統括 (現在) 平成28年 7月 当社取締役副社長執行役員 (現在) 当社コンプライアンス担当 (現在)</p>	4,200 株
	<p><候補者とした理由> 当社において情報通信事業に長く携わり、取締役として取締役会における重要な意思決定及び業務執行の監督の役割を十分に果たし、営業統括として業容の拡大に貢献してきました。これまでの経営手腕及び実績に鑑みて適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>		
3	<p>ながさわ やすひこ 長澤 泰彦 (昭和21年8月22日生)</p>	<p>昭和44年 3月 当社入社 平成18年 6月 当社執行役員 平成19年 7月 当社常務執行役員 平成20年 7月 当社京都支店長・奈良支店長 平成22年 6月 当社取締役常務執行役員 平成25年 4月 当社ITエンジニアリング事業部長 平成25年10月 当社京都支店担当 平成26年 4月 当社総務部購買担当 平成26年 6月 当社取締役専務執行役員 (現在) 当社技術統括 (現在) 平成28年 7月 当社安全衛生推進本部長 (現在)</p>	6,791 株
	<p><候補者とした理由> 入社以来、当社の通信事業を中心に多くの事業に携わり、豊富な業務経験を有しており、取締役として取締役会における重要な意思決定及び業務執行の監督の役割を果たし、当社グループの企業価値向上に寄与してきました。これまでの経営手腕及び実績に鑑みて適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
4	もり にし てる ゆき 森 西 輝 幸 (昭和23年3月26日生)	昭和45年3月 当社入社 平成20年7月 当社執行役員 平成22年7月 当社経理部長 平成23年10月 当社総務部長 平成24年4月 当社業務管理本部業務管理部門長 平成24年6月 当社取締役常務執行役員 当社IR担当 (現在) 平成27年6月 当社取締役専務執行役員 (現在) 平成27年7月 当社企画管理統括 平成30年4月 当社業務管理本部長 (現在)	4,500 株
	<p><候補者とした理由> 当社の経理・財務部門における業務執行経験が豊富で、取締役として総務・人事部門を含む企画管理部門を統括し、当社グループの経営に大きな貢献を果たしてきました。これまでの幅広い経験とそれに基づく見識から適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>		
5	きた じま ひで き 北 島 秀 樹 (昭和28年7月10日生)	平成14年5月 株式会社NTTネオメイトみやこ 代表取締役社長 平成24年7月 当社入社 常務執行役員 NTTビジネス本部副本部長 平成24年10月 当社NTTビジネス本部長 平成25年4月 当社通信事業部長 平成25年6月 当社取締役常務執行役員 (現在) 当社安全品質管理部担当 平成28年4月 当社NTT事業統括 (現在)	3,300 株
	<p><候補者とした理由> 通信業界における業務執行経験と企業経営経験が豊富であり、当社の取締役会における重要な意思決定及び業務執行の監督の役割を十分に果たしてきました。当社の持続的な成長及び中長期の企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
6	いわ い あつ ふみ 岩井 淳文 (昭和34年5月7日生)	平成20年 8月 日本アイ・ビー・エム株式会社 執行役員 パートナー事業担当 平成22年 1月 同社執行役員 パートナー&広域事業担当 平成25年 3月 当社入社 顧問 平成25年 4月 当社常務執行役員 平成26年 4月 当社ITソリューションズ事業部長 (現在) 平成27年 7月 当社グループ戦略担当 (現在) 平成28年 4月 当社同事業部 営業統括部長 NDIソリューションズ株式会社 代表取締役社長 (現在) 平成28年 7月 当社取締役常務執行役員 (現在)	2,600 株
	<p><候補者とした理由> ITソリューション事業における業務執行経験が長く、当社のグループ企業である情報通信事業子会社の経営を担うなど、当社グループの企業価値向上に寄与してきました。これまでの経営手腕及び実績を鑑みて適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>		
7	うえ こう いち ろう 上 浩 一 郎 (昭和45年3月25日生)	平成19年 1月 日本アイ・ビー・エム株式会社 システム製品事業 平成22年11月 当社入社 理事 平成23年 7月 当社執行役員 平成25年 6月 当社経営企画本部経営企画部長 平成25年 7月 当社常務執行役員 平成27年 7月 当社企画管理本部長 平成28年 7月 当社取締役常務執行役員 (現在) 平成29年 4月 当社戦略企画グループ担当 当社業務管理グループ担当 平成30年 4月 当社戦略企画本部長 (現在)	9,165 株
	<p><候補者とした理由> 情報通信業界における業務経験及び経営企画部門における豊富な経験を有し、当社グループの持続的成長及び企業価値向上のため、情報通信分野に関する専門知識と見識をもとに積極的な発言により取締役会の機能を高めてきました。当社グループ全体の経営統括を担うにあたり適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>		

(注) 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
1	さく ち やす ひこ 菊 池 恭 彦 (昭和17年10月31日生)	昭和41年10月 当社入社 昭和62年 6月 当社取締役 平成 7年 6月 当社常務取締役 平成16年 6月 当社専務取締役 平成18年 6月 当社取締役専務執行役員 平成19年 6月 当社常勤監査役 平成28年 6月 当社取締役（監査等委員）（現在）	10,188株
	<候補者とした理由> 当社において長年取締役及び監査役を務め豊富な経験を有しております。これまでの会社経営及び監査業務に関する豊富な経験や知見等は、取締役会の監督機能及びコーポレートガバナンス体制の強化と監査体制の充実に資することが期待されるため、引き続き監査等委員である取締役候補者としております。		
2	たま の ひろ あき 玉 野 博 昭 (昭和35年11月13日生)	昭和58年10月 アーサーアンダーセン公認会計士共同 事務所入社 平成 2年 5月 三和総合研究所入社 平成 9年 1月 株式会社サンクネット代表取締役 (現在) 平成19年 6月 当社社外監査役 平成20年12月 ジョルダン株式会社取締役 平成28年 6月 当社社外取締役（監査等委員） (現在)	0株
	<候補者とした理由> 事業会社での役員等の経歴を通じて培われた経営の専門家としての豊富な専門知識、経験、知見等を有しております。これまでの豊富な経験及び知見等は、取締役会の監督機能及びコーポレートガバナンス体制の強化と監査体制の充実に資することが期待されるため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
3	<p style="text-align: center;">くら ぐち やす ひろ 蔵 口 康 裕 (昭和25年8月25日生)</p>	<p>昭和48年 4 月 監査法人朝日会計社（現有限責任あずさ監査法人）入社</p> <p>昭和51年 3 月 公認会計士登録</p> <p>平成17年 6 月 日本公認会計士協会近畿会副会長</p> <p>平成19年 7 月 日本公認会計士協会常務理事</p> <p>平成25年 7 月 蔵口公認会計士事務所代表（現在）</p> <p>平成26年 6 月 当社社外監査役</p> <p>平成28年 5 月 株式会社ワキタ社外監査役</p> <p>平成28年 6 月 当社社外取締役（監査等委員） （現在）</p> <p>平成29年 5 月 株式会社ワキタ社外取締役（監査等委員）（現在）</p>	0株
<p><候補者とした理由> 公認会計士として長年にわたり活躍され、会計及び監査の専門家としての豊富な知識、経験と幅広い見識を有しています。これまでの豊富な経験及び知見等は、取締役会の監督機能及びコーポレートガバナンス体制の強化と監査体制の充実に資することが期待されるため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
4	なか つかさ まさ ひろ 中務正裕 (昭和40年1月19日生)	平成6年4月 弁護士登録（大阪弁護士会） 中央総合法律事務所（現弁護士法人中央総合法律事務所）入所 平成18年4月 米国ニューヨーク州弁護士登録 平成18年6月 浅香工業株式会社社外監査役 平成24年7月 弁護士法人中央総合法律事務所 代表社員（現在） 平成27年4月 大阪弁護士会副会長 平成27年6月 当社社外監査役 荒川化学工業株式会社社外監査役 平成28年6月 当社社外取締役（監査等委員） （現在） 荒川化学工業株式会社社外取締役（監査等委員）（現在） 浅香工業株式会社社外取締役（監査等委員）（現在） 株式会社中山製鋼所社外取締役 （現在）	0株
<候補者とした理由> 弁護士としての豊富な経験と高い見識を有しており、当社の経営執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な助言をいただいております。取締役会の監督機能及びコーポレートガバナンス体制の強化と監査体制の充実に資することが期待されるため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としております。			

- (注) 1. 当社は、中務 正裕氏が所属している弁護士法人中央総合法律事務所との間に顧問契約を締結しております。その他の候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 玉野 博昭氏、蔵口 康裕氏 及び中務 正裕氏 の3名は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、玉野 博昭氏、蔵口 康裕氏、及び中務 正裕氏 の3名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、3名の再任が承認された場合には引き続き独立役員とする予定であります。
4. 玉野 博昭氏、蔵口 康裕氏、及び中務 正裕氏 の3名は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。3名の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。なお、3名は、過去に当社の業務執行者でない社外役員（社外監査役）であったことがあります。

5. 当社は、玉野 博昭氏、蔵口 康裕氏、及び中務 正裕氏の3名との間で会社法第427条第1項の規定及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該3名の再任が承認された場合、3名との当該契約を継続する予定であります。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

第4号議案 当社と株式会社協和エクシオとの株式交換契約承認の件

当社及び株式会社協和エクシオ（以下「協和エクシオ」といいます。）は、平成30年5月9日開催のそれぞれの取締役会において、協和エクシオを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、両社の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約について、ご承認をお願いいたしたく存じます。

なお、本株式交換の効力発生日は、平成30年10月1日を予定しております。また協和エクシオについては、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、協和エクシオの株主総会による承認を受けずに本株式交換を行う予定であります。

本議案をご承認いただきますと、本株式交換の効力発生日である平成30年10月1日をもって、当社は協和エクシオの完全子会社となり、これに先立ち、平成30年9月26日付で当社株式は上場廃止（最終売買日は平成30年9月25日）となる予定であります。

本株式交換を行う理由及び本株式交換契約の内容の概要などその他本議案に関する事項は、次のとおりであります。

1. 本株式交換を行う理由

通信建設分野における事業環境は、移動通信関連工事はトラフィック増加に対応するサービス品質向上に向けたネットワーク構築・整備等が当面は引き続き堅調に推移するものの、中長期的に通信キャリアの設備投資は抑制傾向にあり、両社を取り巻く環境は不透明な状況が続くものと想定されます。

特にN T Tグループの固定通信にかかる設備投資額が漸減し従来型の電気通信工事市場が縮小する環境下への対応は、通信建設業界各社共通の喫緊に対処すべき課題であると認識しております。このような厳しい競争環境に対応すべく、工事採算性を確保し安定した収益を獲得する方策を模索して参りました。

平成28年より、協和エクシオ及び当社は、西日本地域におけるN T Tグループ発注の工事採算性向上のため、共同企業体の構成員として、連携を開始いたしました。しかし、両社を取り巻く事業環境は劇的かつ急速な変化を続けており、両社が事業環境の変化に柔軟に対応しつつそれぞれの強みを活かしていくためには、経営資源の共有化を進めた上で、より生産性が高く多様な顧客ニーズに対応可能な施工体制の構築が必要との考えに至

りました。

そして、協和エクシオと当社は複数回にわたり業界環境や両社のあり方について真摯に協議を重ね、その結果、本経営統合を選択することが通信建設業界を取り巻く厳しい事業環境下で両社の企業価値を最大化する最良の方法であるとの判断に至り、本株式交換を行うことを決定いたしました。本株式交換により、スケールメリットを享受しつつ、通信建設分野においては重複する事業領域・対象地域の効率化を推進し、またICT分野においては協業促進により相乗効果を高めるとともに補完関係を築き上げることを目指し、両社が長年培ってきた強みを活かした運営を行うことによって、企業価値の更なる向上を図って参ります。

協和エクシオは、昭和29年の設立から一貫して、情報通信インフラ構築の専門技術をコアコンピタンスとして事業活動を継続しており、情報通信にかかわる全ての設備構築についての一貫したサービスを、一元的に全国展開しております。2016～2020年度を対象とした中期経営計画では「グループ総力を結集し、トータルソリューションで新たな成長ステージへ」をビジョンに掲げ、事業ポートフォリオの再構築を進め、システムソリューション事業を第2の柱へ育成するとともに、コア事業である通信インフラ構築関連の生産性・品質向上や徹底した効率化による収益力強化を図ることを目標としております。

当社は、昭和22年10月の創業以来、今日の社会を支える情報通信インフラストラクチャーの構築・整備、情報通信テクノロジー（ICT）における様々なソリューション開発・運用及び情報処理サービス等の提供を全国展開しております。通信設備エンジニアリング事業においては長年培ってきたコア事業として関西地域を基盤に事業展開しており、また、ICTソリューション事業においては拡大の一途をたどっており、直近期においては売上高の6割超を占める水準まで拡大しました。さらに、多様化・高度化する顧客ニーズに対応するため、「成長企業への変革：目の前のハードルを一つひとつ乗り越えて前進しよう」をグループの新たな経営方針に掲げ、「受注拡大」「グループ協業の進化」「人材育成」「ITの活用」を重点施策としております。平成30年3月には、AI（人工知能）を中心とした先進技術の応用研究と、その利用技術のコンサルティング及び関連ソリューションの提供を目的とした「AIソリューションサービス事業」を新規事業として開始しており、更なる企業基盤の拡大と収益力強化に取り組んでおります。

協和エクシオは、当社と一体となることにより、NTTグループ事業においては、5G

時代の到来による多様な顧客ニーズに即応できる施工体制の強化を実施するとともに、経営資源の集約により今後の工事量の減少や労働者人口の減少に対応可能な施工体制を構築し、NCC・都市インフラ事業においても、協和エクシオの関西地方の地盤を強化することにより、全国ワンストップの施工・保守体制の構築をより強固なものとし、両社固有の商流とグループ全社での施工体制を組み合わせることによる事業拡大を図って参ります。

また、システムソリューション事業においては、IoT時代の到来において飛躍的な増加が見込まれるセキュリティ強化やクラウドサービスへの移行に伴うシステム投資の拡大等を背景に、当社の強みであるICTソリューション事業との協業を促進することが、システムソリューション事業を第2の柱へと成長させるための最大の機会と捉え企業価値の最大化を図って参ります。

当社は、全国規模で通信設備事業を展開し、システムソリューション事業を第2の柱として積極的な投資を行っている協和エクシオと協業することにより、通信設備エンジニアリング事業においては、関西地域における協和エクシオグループの中核企業として事業を拡大することで、事業の採算性の向上や一般市場の事業領域拡大を行います。また、当社の最大の強みであるICTソリューション事業における様々なソリューション開発・運用及び情報処理サービス等の提供や新規事業として取り組んでいるAIソリューションサービス事業を加速度的に発展させるとともに、情報通信分野の進展に伴うクラウド、ビッグデータ、IoT、AI、ロボティクス等の技術の進展による新規ビジネスの創出を事業拡大の機会と捉え、ICT分野の先進技術への積極的な研究・投資並びに事業化を行うことにより事業基盤の拡大と企業価値の最大化を図って参ります。

協和エクシオと当社は、今回の本経営統合を契機に両社の強みを最大限に活かすため、両社ブランドが培ってきた技術・営業力の強みを活かした運営を行い、お互いが得意とする領域を共有することにより、更なるビジネスの拡大を図り、社会に貢献しお客様に選ばれる企業としての成長を図ることを目的として参ります。

今後、両社はグループ一体としての新たな協力体制を構築し、具体的には、主に以下の取り組みを推進して企業価値の更なる向上を図って参ります。

(1) ICT/システムソリューション事業の拡大

- ・ AIソリューションサービス事業の拡大

- ・音声ソリューションビジネスの拡大
 - ・BPMソリューションビジネスの拡大
 - ・お互いの強みを活かした顧客・販路の共有
- (2) 両社一体運営による通信工事施工力強化
- ・近畿地方の強固な施工体制の構築
 - ・稼働の相互支援
 - ・近隣拠点の効率運営
 - ・技術力の強化
 - ・業務仕様の標準化
- (3) グループ内資産・人材・ノウハウ一元化による経営リソースの最適化
- ・資機材の共同調達によるコストの最適化
 - ・一体的な人材育成と互いの成長戦略にあわせた人材交流
 - ・ノウハウの共有によるベストプラクティスの融合
 - ・ICT分野、民需事業におけるプレゼンス向上のためのマーケティング強化と効率的投資の推進

2. 本株式交換契約の内容の概要

株式交換契約書（写）

株式会社協和エクシオ（住所：東京都渋谷区渋谷三丁目29番20号、以下「甲」という。）及び日本電通株式会社（住所：大阪府大阪市港区磯路2丁目21番1号、以下「乙」という。）は、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

本契約の定めるところに従い、甲及び乙は、甲を乙の株式交換完全親会社とし、乙を甲の株式交換完全子会社として株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

第2条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式（甲が所有す

る乙の株式を除く。)の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)の乙の株主名簿に記載された乙の株主のうち甲を除く株主(以下「本割当対象株主」という。)に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式1.86株の割合で甲の普通株式を割当交付する。

2. 甲は、本株式交換に際して交付する甲の普通株式については、新たな株式の発行を行わず、その保有する自己株式を交付する。
3. 本株式交換に際して、本割当対象株主に対し割当交付する甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い、その端数の合計数(合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。)に相当する甲の普通株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主に交付する。

第3条 (甲の資本金及び準備金の額に関する事項)

本株式交換に際して、甲の資本金及び準備金の額は、変動しないものとする。

第4条 (乙の自己株式の取扱い)

乙は、効力発生日(次条にて定義する。)の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において乙が所有している自己株式(本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく乙の株主の株式買取請求に応じて乙が取得する株式を含む。)の全部を消却する。

第5条 (効力発生日)

本株式交換がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、平成30年10月1日とする。但し、本株式交換に係る手続の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条 (株主総会)

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項の規定に基づき、本株式交換に関して、甲の株主総会の決議による承認が

必要となった場合には、甲は効力発生日の前日までに、株主総会において本契約を承認する決議を求める。

2. 乙は、平成30年6月28日開催予定の定時株主総会において、本契約を承認する決議を求める。
3. 前二項に定める手続は、本株式交換に係る手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。

第7条（会社財産の管理等）

1. 甲及び乙は、本契約締結日以後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行う。
2. 甲及び乙は、前項の規定に拘わらず、甲がシーキューブ株式会社（住所：愛知県名古屋市中区門前町1番51号、以下「シーキューブ」という。）との間で、甲をシーキューブの株式交換完全親会社とし、シーキューブを甲の株式交換完全子会社とする株式交換契約を本契約締結日付で締結し、効力発生日と同日に効力を生じる株式交換を行う予定であること、及び甲が西部電気工業株式会社（住所：福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目7番1号、以下「西部電気工業」という。）との間で、甲を西部電気工業の株式交換完全親会社とし、西部電気工業を甲の株式交換完全子会社とする株式交換契約を本契約締結日付で締結し、効力発生日と同日に効力を生じる株式交換を行う予定であることを確認する。

第8条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、①天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、②本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、又は③甲又は乙が本契約に違反した場合には、甲乙協議し合意の上、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（剰余金の配当）

1. 甲及び乙は、平成30年3月31日の最終のそれぞれの株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、それぞれ次の金額を限度として剰余金の配当を行うことができる。
 - (1) 甲：普通株式1株につき、25円、総額2,395,000,000円
 - (2) 乙：普通株式1株につき、120円、総額261,000,000円
2. 甲及び乙は、平成30年9月30日の最終のそれぞれの株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、それぞれ次の金額を限度として剰余金の配当を行うことができる。
 - (1) 甲：普通株式1株につき、32円、総額3,065,000,000円
 - (2) 乙：普通株式1株につき、50円、総額109,000,000円
3. 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本契約締結後、効力発生日に至るまで、剰余金の配当の決議を行ってはならない。

第10条（本契約の効力）

本契約は、第6条に定める甲若しくは乙の株主総会の承認又は法令に定める関係官庁の承認等が得られないとき、又は第8条に従い本契約が解除された場合はその効力を失う。

第11条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲乙協議し合意の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年5月9日

甲 東京都渋谷区渋谷三丁目29番20号
株式会社協和エクシオ
代表取締役社長 小園文典 ㊞

乙 大阪府大阪市港区磯路2丁目21番1号
 日本電通株式会社
 代表取締役社長 上 敏 郎 ㊟

3. 交換対価の相当性に関する事項

(1) 本株式交換の対価の総数の相当性に関する事項

① 本株式交換に係る割当ての内容

	協和エクシオ (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	1.86
本株式交換により交付する株式数	協和エクシオ普通株式：3,984,385株（予定）	

(注1) 株式割当比率

当社の普通株式1株につき、協和エクシオの普通株式1.86株を割当て交付します。ただし、協和エクシオが保有する当社の普通株式25,166株については、本株式交換による株式の割当てを行いません。

(注2) 本株式交換により割当交付する株式数

協和エクシオが当社の株主に交付する協和エクシオの株式は、協和エクシオが保有する自己株式3,984,385株を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定であります。

協和エクシオは、本株式交換に際して、協和エクシオが当社の発行済株式の全てを取得する時点の直前時（以下、「基準時」といいます。）の当社の株主の皆様（ただし、協和エクシオを除きます。）に対し、その保有する当社の普通株式の合計数に1.86を乗じた協和エクシオの普通株式3,984,385株（予定）を割当て交付します。上記の協和エクシオが交付する株式数は、平成30年3月31日現在の当社の発行済株式総数（2,685,600株）から当社が保有する自己株式数（518,291株）及び協和エクシオが保有する当社の株式数（25,166株）を控除した2,142,143株に基づいて算出しており、当社が単元未満株主の単元未満株式買取請求や反対株主の株式買取請求等の適法な事由

によって取得することとなる自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会決議により、当社が当該決議時点で保有する自己株式及び基準時までに保有することとなる自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）の全部を消却する予定であります。

(注3) 当社が保有する協和エクシオの普通株式について

本株式交換により株式交換完全子会社となる当社は、株式交換完全親会社となる協和エクシオの普通株式33,492株を保有しております。この協和エクシオの普通株式については、本株式交換の効力発生日以降、子会社の有する親会社株式となるため、会社法第135条第3項の規定に従い、相当の時期に処分する予定です。

(注4) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、協和エクシオの単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなる当社の株主の皆様については、本株式交換の効力発生日以降、協和エクシオの株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、東京証券取引所においてその保有する単元未満株式を売却することはできません。

- ① 単元未満株式の買増制度（100株への買増し）
- ② 会社法第194条第1項及び協和エクシオの定款の規定に基づき、単元未満株式を保有する株主の皆様が協和エクシオに対し、自己の保有する単元未満株式とあわせて1単元となるよう、協和エクシオの株式を買い増すことを請求することができる制度であります。
- ③ 単元未満株式の買取制度（100株未満株式の売却）
会社法第192条第1項の規定に基づき、単元未満株式を保有する株主の皆様が、協和エクシオに対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度であります。

(注5) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、協和エクシオの1株に満たない端数の交付を受けることとなる当社の株主の皆様においては、会社法第234条その他の関係法令の定めに従い、その端数

の合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとし、ます。）に相当する協和エクシオの株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主に交付いたします。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

① 割当ての内容の根拠及び理由

本株式交換の株式交換比率については、両社がそれぞれ選定した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、協和エクシオはS M B C日興証券株式会社（以下、「S M B C日興証券」といいます。）を、当社は株式会社K P M G F A S（以下、「K P M G F A S」といいます。）を、株式交換比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定いたしました。両社は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果及び助言並びにそれぞれが相手方に実施したデュエリジェンスの結果などを参考に、また、各社において両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、慎重に交渉・協議を重ねました。協和エクシオは、両社の財務状況、業績動向、株価動向等の総合的な考慮に加え、S M B C日興証券の算定した株式交換比率のレンジも踏まえ、上記「3. 交換対価の相当性に関する事項(1)本株式交換の対価の総数の相当性に関する事項①本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率が妥当であり、協和エクシオの株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至りました。他方、当社は、両社の財務状況、業績動向、株価動向等の総合的な考慮に加え、K P M G F A Sの算定した株式交換比率のレンジも踏まえ、上記「3. 交換対価の相当性に関する事項(1)本株式交換の対価の総数の相当性に関する事項①本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率が妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至りました。その結果、両社は、平成30年5月9日に開催されたそれぞれの取締役会において、上記「3. 交換対価の相当性に関する事項(1)本株式交換の対価の総数の相当性に関する事項①本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率により本株式交換を行うことを決議し、同日、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。

なお、株式交換比率は、その前提となる諸条件について重大な変更が生じた場合、協和エクシオと当社との間での協議により変更されることがあります。

② 算定に関する事項

S M B C日興証券は、協和エクシオについては、同社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（平成30年5月8日を算定基準日とし、算定基準日の終値、並びに算定基準日以前の1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の終値単純平均値に基づき算定）を、また将来の事業活動の状況を算定に反映させるため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）を採用して算定をいたしました。なお、DCF法的前提となる事業計画に関しましては、大幅な増減益を見込んでおりません。

当社については、同社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（平成30年5月8日を算定基準日とし、算定基準日の終値、並びに算定基準日以前の1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の終値単純平均値に基づき算定）を、また将来の事業活動の状況を算定に反映させるため、DCF法を採用して算定をいたしました。なお、DCF法的前提となる事業計画に関しましては、大幅な増減益は見込んでおりません。

S M B C日興証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でS M B C日興証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社及びその子会社・関係会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。また、かかる算定において参照した両社の事業計画については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としていること、並びにかかる算定は平成30年5月8日現在までの情報と経済情勢を反映したものであります。なお、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。また、S M B C日興証券による株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

各評価方法による当社の普通株式1株に対する協和エクシオの普通株式の割当て株数の算定結果は、下表のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	1.33~1.42
D C F 法	1.40~1.98

K P M G F A S は、協和エクシオについては、同社が東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価方式（平成30年5月8日を算定基準日とし、算定基準日の終値、算定基準日以前の1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の終値の平均値に基づき算定）を、また、将来の事業活動の状況を算定に反映させるため、D C F 方式を採用して算定をいたしました。なお、D C F 方式の前提となる事業計画に関しましては、大幅な増減益を見込んでおりません。

当社については、同社が東京証券取引所市場第二部に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価方式（平成30年5月8日を算定基準日とし、算定基準日の終値、算定基準日以前の1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の終値の平均値に基づき算定）を、また、将来の事業活動の状況を算定に反映させるため、D C F 方式を採用して算定をいたしました。なお、D C F 方式の前提となる事業計画に関しましては、大幅な増減益は見込んでおりません。

K P M G F A S は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でK P M G F A S に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社及びその子会社・関係会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。また、かかる算定において参照した両社の事業計画については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としていること、

並びにかかる算定は平成30年5月8日現在までの情報と経済情勢を反映したものであります。なお、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。また、KPMG FASによる株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

各評価方法による当社の普通株式1株に対する協和エクシオの普通株式の割当て株数の算定結果は、下表のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価方式	1.33~1.42
DCF方式	1.71~2.20

(3) 本株式交換の対価として協和エクシオの普通株式を選択した理由

協和エクシオ及び当社は、本株式交換の交換対価として、株式交換親会社となる協和エクシオの普通株式を選択いたしました。

協和エクシオ及び当社は、かかる交換対価につき、①本株式交換実施後、協和エクシオ株式を保有することとなった当社の株主には、協和エクシオグループの株主として協和エクシオグループの企業価値向上による利益を享受することが可能になること、また、②協和エクシオの普通株式は東京証券取引所市場第一部において取引されており、高い株式の流動性が認められることから、協和エクシオの普通株式を本株式交換の交換対価とすることが適切であると判断しました。

(4) 当社の株主の利益を害さないように留意した事項

① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

協和エクシオ及び当社は、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、それぞれ第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として、交渉・協議を行い、上記「3. 交換対価の相当性に関する事項(1)本株式交換の対価の総数の相当性に関する事項①本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率により本株式交換を行うことを合意いたしました。なお、協和エクシオ及び当社は、いずれも、第三者算定機関から、本株式交換における株式交換比率が財務的

見地から妥当または公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

② 独立した法律事務所からの助言

本株式交換の法務アドバイザーとして、協和エクシオは島田法律事務所を、当社は弁護士法人中央総合法律事務所をそれぞれ選定し、本株式交換の諸手続、意思決定の方法及び過程等について、それぞれ法的な観点から助言を受けております。

なお、島田法律事務所及び弁護士法人中央総合法律事務所は本株式交換に関し、いずれも、協和エクシオ及び当社との間で重要な利害関係を有しません。

(5) 協和エクシオの資本金及び準備金の額に関する定め相当性に関する事項

本株式交換により増加する協和エクシオの資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条に定めるところに従って、協和エクシオが適当に定めるものとしております。

上記処理は、会社計算規則及びその他公正な会計基準規則に基づくものであり、また、協和エクシオの資本の状況その他の諸事情を総合的に判断した上で決定したものであり、相当であると考えております。

4. 交換対価について参考となるべき事項

(1) 協和エクシオの定款の定め

協和エクシオの定款は、法令及び当社定款の第16条の規定に基づき、当社ホームページ（<http://www.ndknet.co.jp/>）IR情報において掲載しております。

(2) 交換対価の換価の方法に関する事項

① 交換対価を取引する市場

協和エクシオの普通株式は、東京証券取引所市場第一部において取引されております。

② 交換対価の取引の媒介、取次ぎまたは代理を行う者

協和エクシオの普通株式は、全国の各金融商品取扱業者（証券会社等）において取引の媒介、取次等が行われております。

- ③ 交換対価の譲渡その他の処分に対する制限の内容
該当事項はありません。

(3) 交換対価の市場価格に関する事項

本株式交換の公表日（平成30年5月9日）の前営業日（平成30年5月8日）までの1ヵ月間の東京証券取引所における協和エクシオの株価の終値平均は2,806円となっております。

なお、東京証券取引所における協和エクシオの普通株式の最新の市場価格等につきましては、株式会社日本取引所グループのウェブサイト（<https://www.jpx.co.jp/>）等でご確認いただけます。

(4) 協和エクシオの過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容

協和エクシオは、金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しておりますので、記載を省略いたします。

5. 株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

6. 計算書類等に関する事項

(1) 協和エクシオについての事項

① 協和エクシオの最終事業年度に係る計算書類等の内容

協和エクシオの最終事業年度（平成30年3月期）に係る計算書類等の内容については、法令及び当社定款の第16条の規定に基づき、当社ホームページ（<http://www.ndknet.co.jp/>）IR情報において掲載しております。

② 協和エクシオの最終事業年度（平成30年3月期）の末日後を臨時決算日とする臨時計算書類があるときは当該臨時計算書類の内容

該当事項はありません。

③ 協和エクシオの最終事業年度（平成30年3月期）の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

- ・自己株式の取得

協和エクシオは、平成30年5月9日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。自己株式取得の概要は次のとおりです。

自己株式の取得を行う理由：機動的な資本政策の実行及び資本効率の向上を通じて株主利益の向上を図るため

取得対象株式の種類：協和エクシオ普通株式

取得し得る株式の総数：1,200,000株（上限）

株式の取得価額の総額：3,000百万円（上限）

取得期間：平成30年5月10日～平成30年9月30日

- ・シーキューブとの株式交換契約の締結

協和エクシオは、平成30年5月9日開催の取締役会において、シーキューブとの間で株式交換契約を締結することを決議し、同日付で株式交換契約を締結しました。シーキューブとの株式交換契約の概要は次のとおりです。

株式交換完全親会社：協和エクシオ

株式交換完全子会社：シーキューブ

株式交換に係る割当ての内容：シーキューブの普通株式1株に対して協和エクシオの普通株式0.31株

効力発生日：平成30年10月1日

- ・西部電気工業との株式交換契約の締結

協和エクシオは、平成30年5月9日開催の取締役会において、西部電気工業との間で株式交換契約を締結することを決議し、同日付で株式交換契約を締結しました。西部電気工業との株式交換契約の概要は次のとおりです。

株式交換完全親会社：協和エクシオ

株式交換完全子会社：西部電気工業

株式交換に係る割当ての内容：西部電気工業の普通株式1株に対して協和エクシオの普通株式1.29株

効力発生日：平成30年10月1日

- ・当社との株式交換契約の締結

協和エクシオは、平成30年5月9日開催の取締役会において、当社との間で株式交換契約を締結することを決議し、同日付で株式交換契約を締結しました。当社との株式交換契約の概要は、「2. 本株式交換契約の内容の概要」に記載のとおりであります。

(2) 当社についての事項

- ・株式会社グロスディーの株式会社イグアスへの吸収合併による事業分離について

当社の連結子会社である株式会社グロスディーは、平成29年11月27日開催の取締役会において決議された、株式会社イグアスを吸収合併存続会社とした金銭を対価とする吸収合併方式の統合の契約に基づき、平成30年5月1日に事業分離を行いました。

- ・協和エクシオとの株式交換契約の締結

当社は、平成30年5月9日開催の取締役会において、協和エクシオとの間で株式交換契約を締結することを決議し、同日付で株式交換契約を締結しました。協和エクシオとの株式交換契約の概要は、「2. 本株式交換契約の内容の概要」に記載のとおりであります。

以 上

M E M O

株主総会会場ご案内図

会 場：大阪市港区磯路2丁目21番1号

本社7階会議室 TEL (06)6577-4111

交 通：JR大阪環状線弁天町駅南出入口より西へ徒歩約8分 又は

地下鉄中央線弁天町駅③番出口より西へ徒歩約7分



本紙は、植物油インキを使用しております。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。